

令和2年12月22日

古関東深海盆ジオパーク推進協議会 御中

情報・システム研究機構
機構長 藤井良一
(公印省略)

「科研費研究活動における特定不正行為の疑いの告発」の予備調査の資料
(議事録を含む)の開示請求について(回答)

令和2年11月20日に請求のありました標記のことについて、下記とおり回答し
ます。

記

- 予備調査委員会資料
 - 資料1:予備調査委員会委員名簿(非開示)
 - 資料2:告發文書一式
 - 参考資料1:論文一覧表
 - 参考資料2-1~4:論文
 - 参考資料3:引用に使用された論文
 - 参考資料4:支持書簡
 - 参考資料5:情報・システム研究機構研究活動不正への対応に関する規程
- 予備調査委員会の議事要旨
- 研究活動不正への対応に関する予備調査の結果について
- 研究活動不正への対応に関する予備調査結果について(通知)
- 特定不正行為の疑いの告発に対する予備調査結果への見解に対する回答について

※本件回答に当たっては、個人情報保護の観点から、一部、非開示とさせていただきます。



学振監研第14号
令和2年8月5日

情報・システム研究機構長 殿

独立行政法人日本学術振興会
理事長 里見 進



研究活動における不正行為等に係る告発の回付について（通知）

標記の件について、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成18年12月6日規程第19号(以下、本規程という。)) 第7条に基づく独立行政法人日本学術振興会の告発等受付窓口にて、令和2年8月3日付けで、別添の告発文を受理致しました。

ついては、本規程第9条4号に基づき、申立書を貴機構に回付するとともに、貴機構に告発等があったものとして当該申立書を取り扱うよう通知致します。

<同封資料>

- ・ 告発文（関連する資料を含む）
- ・ 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程（平成18年12月6日規程第19号）

以上

（本件連絡先）

独立行政法人日本学術振興会

監査・研究公正室 研究公正係 担当：井原・河野

〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-3-1 麹町ビジネスセンター10階

TEL: 03-3263-1743

FAX: 03-3237-8238

E-mail: kousei@jsps.go.jp

国立極地研究所における研究活動不正への対応に関する予備調査委員会
議事要旨

【日 時】令和2年8月20日（木）10時35分～11時25分

【場 所】 [REDACTED] （Zoomでのテレビ会議も接続）

【出席委員】 [REDACTED]
[REDACTED]

【資 料】

資料1：予備調査委員会委員名簿

資料2：告發文書一式

参考資料1：論文一覧表

参考資料2-1～4：論文

参考資料3：引用に使用された論文

参考資料4：支持書簡

参考資料5：情報・システム研究機構研究活動不正への対応に関する規程

【議 題】

1. 研究活動における不正行為等に係る告発について

[REDACTED] から [REDACTED] が該当論文誌の Advisory Board (EPS) 委員を務めているため、本人の申し出により予備調査委員会委員を辞退されたこと、及びこれに伴い最高管理責任者である機構長から [REDACTED] を [REDACTED] に委嘱した旨の説明があった。

[REDACTED] から経緯（告発内容等を含む）、資料の説明、予備調査委員会の委員の説明があった。

[REDACTED] から参考資料5の第10条第1項第1号から第3号に基づいて、予備調査を進めることの確認があった。

[REDACTED] から古関東深海盆ジオパーク推進協議会の告発について、疑いの内容を確認して、本調査に回す必然性があるかどうかの判断をすることでよいかの確認があり、了承された。

指摘のあった4つの論文について、告発内容に関する調査確認を行った。

[REDACTED] から指摘のポイントについて、論文の中身が変わるものではない。

[REDACTED] からねつ造、改ざんにしろ、論文の結論を作ったとか、事実と違うことを曲げ

て報告したのであれば、かなり深刻であるが、データの引用が違うだけなので、引用の仕方が妥当かどうかはジャーナルに判断してもらうのがよい。

■■■■から指摘のようなポイントがあったかとは思いますが、論文の元データについて、1点1点再入力を行っているわけではないので、測定データの中には棄却するデータもある。今回の件については、論文の結論と関係が薄い。出版の問題であるとするなら査読に責任をもっている出版社に伺うのがよい。

■■■■から論文は書いた人の思想を表現するものであり、データを全て公表する報告書ではない。

【議論の結果】

告発対象となった論文4件について検討したところ、図示されている多数のデータポイント中の数カ所に差異が認められたが、これらは論文の論旨並びに結論に影響を与えないものではないと考えられる。よって、データの改ざん、ねつ造等の不正行為はなかったと判断する。

告発の対象となった論文については、それを掲載した学術雑誌において審査され掲載に至ったものである。告発は、既に掲載された論文の内容に対する疑義であることから、当該学術誌の編集委員会の責任において行われるべき。

告発の対象となった論文に係るサンプルやデータは論文投稿時または出版時までに全て検証可能な状態で保管・公開されているべきものであり、告発者による科学的反論の余地が十分に確保されていると考える。

令和2年8月24日

情報・システム研究機構
最高管理責任者
藤井 良一 機構長 殿

情報・システム研究機構
予備調査委員会委員長

研究活動不正への対応に関する予備調査の結果について

標記のことに関し、令和2年8月20日に開催した予備調査委員会が実施した予備調査の結果を下記の通り報告します。

記

告発受理日：令和2年8月6日

告発内容：別紙のとおり

予備調査結果：告発内容に関し予備調査の結果、次の理由により、本件告発に関し本調査を要しないものとする。

【理由】

告発の対象となった論文については、それを掲載した学術雑誌において審査され出版に至ったものである。

告発は、すでに掲載された論文の内容に対する疑義であることから、当機構で調査すべき事案ではなく、該当学術雑誌の編集委員会の責任において行われるべきものとする。

なお、告発の対象となった当該論文に係るサンプルやデータは論文投稿時または出版時までですべて検証可能な状態で保管・公開されているべきものであり、告発者による科学的反論の余地は十分に確保されているものとする。